

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月まで

私は、自営業を始めるため、昭和 45 年 4 月に勤務していた事業所を退職後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたが、申立期間について、夫は納付済みとされているにもかかわらず、私のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び平成 13 年 11 月の記録追加により生じた未納期間を除き、国民年金保険料を完納しており、付加保険料の納付も認められることから、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は、7 か月と比較的短期間であり、申立人の夫は納付済みとされている上、社会保険庁の特殊台帳及び市町村の被保険者名簿によると、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された直後に、昭和 36 年 9 月から同年 12 月までの期間及び 45 年 4 月から 46 年 8 月までの期間の国民年金保険料について、一括して納付していることが確認できるほか、申立期間当時、自営業は順調であったと申し述べていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月31日から34年4月10日まで

私は、昭和28年11月1日から34年4月10日までの5年間以上、A社で勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には金属型枠の修業のために入社した。一般的に金属型枠の修業期間は5年間ぐらいであったので、申立期間を含め5年以上同社で修業した。」と主張しているなど、同社内の当時の状況に係る供述は具体性があり、かつ、申立期間当時、申立人と同様、同社に住込みにより勤務していたとされる同僚の供述と符合し、信憑性^{びよう}も認められる上、申立期間当時の同社の事業主からは、「申立人は、申立期間の終わりのころまで、同社において勤務していた。」旨の供述があることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたと認めることはできる。

また、申立人は、「5年以上の修業期間中は、勤務形態や給与の手取額に変化はなかった。」と供述している上、当時の同僚も、昭和31年8月以降の申立人の勤務形態に変更は無く、一貫して金属型枠の修業をしていたと供述していることから、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認めることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年7月の社会保険事務

所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び資格喪失届の提出等いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難く、事業主が昭和31年8月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から34年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成11年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月30日から同年10月1日まで

私は、平成10年10月1日から11年9月30日までA社で勤務していたが、資格喪失日が同年9月30日とされている。平成11年9月の厚生年金保険料を給与から控除されていたことは給与支給明細書からも明らかであるにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出された給与支給明細書から判断すると、申立人がA社に平成11年9月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成11年8月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成11年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年7月までの期間及び8年4月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から同年7月まで
② 平成8年4月から9年3月まで

私は、両親が、市役所職員から「学生であっても、世帯主の所得状況により、国民年金保険料は申請免除とならない。」と説明を受けたことから、送付されてきた納付書により、市役所で約1年分ずつの国民年金保険料を何回か納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の両親からは、国民年金の加入手続並びに国民年金保険料の納付時期及び納付金額等について具体的な供述が得られず、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の母親は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を約1年分ずつ納付していたと主張しているが、市町村の被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人が納付済みとされている平成6年8月から8年3月までの国民年金保険料は、8年9月に一括して過年度納付していることが確認でき、その時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であることから、申立人の両親は、過年度納付が可能な期間について、国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付し

ていたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、申立期間②直後の平成9年4月以降は厚生年金保険及び第3号被保険者の期間であり、申立人が国民年金保険料を自ら納付する必要がないことから、申立期間の国民年金保険料を納付していなかったと考えることも不自然ではなく、ほかに申立人の両親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年12月まで

私は、婚姻した昭和48年4月か5月ごろに市町村役場へ出向き、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続きを行い、夫と共に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月15日に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと申し述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人と共に国民年金保険料を納付していたとされる申立人の夫は、社会保険庁の記録及び市町村の被保険者名簿によると、申立期間のうち、昭和49年4月から同年12月までの期間が申請免除期間とされており、48年4月から49年3月までの国民年金保険料が57年5月8日に追納されていることが確認できることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 5 月 1 日から 20 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 19 年 5 月 1 日から 20 年 11 月 30 日まで A 社で勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶は明確でないと申し述べているほか、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A 社の厚生年金保険の適用事業所としての新規適用年月日は昭和 20 年 3 月 1 日とされており、申立期間のうち、19 年 5 月から 20 年 2 月までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の事業所別被保険者名簿を確認したところ、昭和 20 年 4 月 30 日までに同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はみられないことから、申立人が申立期間のうち、20 年 3 月及び同年 4 月において、厚生年金保険に加入していなかったとしても不自然ではない。

加えて、社会保険庁の記録上、A 社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できない上、当時の同僚等からの供述も得られず、申立人に係る保険料控除の有無等については不明である。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 11 日から 49 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 11 月 1 日から 49 年 3 月 1 日まで、職人グループの一員としてA社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間において、申立人が雇用保険に加入した記録は存在しない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社は申立期間において厚生年金保険適用事業所となっているが、昭和 40 年 8 月 11 日から 50 年 8 月 18 日までの期間について、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡^{こんせき}は認められない。

加えて、申立期間当時のA社で事務員であったとされる者は、「台風被害の復興工事及び万博関連工事の発注増により、会社の規模が肥大化したことから、社員であった職人は一旦退職させ、職人グループ単位で工事を請け負わせることとした。」旨を供述している上、申立人と同じ職人グループで勤務していたとされる4人の同僚は、社会保険庁の記録によると、昭和 38 年から 41 年までの間に同社での厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、そのうちの一人は申立期間当時、国民年金に加入していることが確認できることから、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していなかったとしても不自然ではない。

このほか、社会保険庁の記録上、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の賃金台帳等を確認できない上、当時の同僚等からも申立期間における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除についての供述は得られず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。